

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和3年度第5回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 野田市国際交流協会郵便物受取り事務の開始について（企画調整課）</p> <p>(2) 経営継承・発展等支援事業に関する事務の開始について（農政課）</p> <p>(3) 指定ごみ袋引換券交付事務の変更について（清掃計画課）</p> <p>(4) 身体障がい者自動車運転免許取得助成に関する事務の変更について（障がい者支援課）</p> <p>(5) がん検診に関する事務の変更及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（保健センター）</p> <p>(6) 野田市立児童館使用申込み受付事務の変更について（児童家庭課）</p> <p>(7) 野田市オンライン成人式事前収録費用補助金に関する事務の開始について（生涯学習課）</p> <p>(8) 組織改編に伴う変更について（行政管理課）</p>
日 時	令和4年3月30日（水）午前9時30分から午前11時40分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、玉真 聡志、松本 純子
事務局等	<p>実施機関 今村 繁（副市長）、大久保 貞則（総務部次長兼総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課庶務係主任主事）、中山 晶博（企画調整課副主幹）、鈴木 小夏（企画調整課調整係主事）、山中 巖（農政課長補佐）、戸ヶ崎 達也（農政課農政係主任主事）、恩田 綾（農政課農政係主事）、宮本 武志（清掃計画課長補佐）、新井 由美（清掃計画課ごみ減量係主査）、伊原 誠宏（障がい者支援課長補佐）、佐田 徹（障がい者支援課障がい者福祉係長）、龍野 淳（保健センター長補佐）、中山 知子（保健センター副主幹）、鹿又 恵理子（保健センター健康増進係主任主事）、高倉 千雪（保健センター健康増進係主任主事）、山崎 正浩（児童家庭課子育て支援係長）、西山 修一（児童家庭課子育て支援係主任主事）、安藤 剛行（生涯学習課長）、峯崎 光春（生涯学習課長補佐）、平出 知之（行政管理課事務管理係長）、田村 和樹（行政管理課事務管理係主任主事）</p> <p>事務局 大久保 貞則（総務部次長兼総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課庶務係主任主事）</p>

傍 聴 者	無し
議 事	
<p>令和3年度第5回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 野田市国際交流協会郵便物受取り事務の開始について（企画調整課）</p> <p>担当者から概要の説明を受けた。</p> <p>須賀会長 今までは、直接引き渡していたが、これからは、そうではない、という理解でいいか。</p> <p>中山副主幹 直接引き渡しはしますが、個人情報を含むものについては、その履歴を管理簿として残すようにする、ということです。</p> <p>須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。</p> <p>（異議無し）</p> <p>(2) 経営継承・発展等支援事業に関する事務の開始について（農政課）</p> <p>担当者から概要の説明を受けた。</p> <p>玉真委員 申請者は、後継者、という理解でいいか。</p> <p>戸ヶ崎主任主事 そのとおりです。</p> <p>小林委員 収集先に「民間・私人（後継者）」とあるが、収集先の「本人」とは、誰のことか。</p> <p>戸ヶ崎主任主事 「本人」も後継者になります。後継者の情報は、後継者本人から、先代事業者の情報は、後継者から収集することになります。</p> <p>事務局 表記として少々分かりにくいため、「民間・私人（申請者）」とします。</p> <p>松本委員 後継者の定義とは、農業経営を既に後継している者、という理解でいいか。農業経営の主宰権を受けたとは、どういう意味か。</p> <p>戸ヶ崎主任主事 主宰権を受けていることについては、後継者の名前で出されている青色申告書等で確認しています。主宰とは、書面に記載されている名前、ということになります。</p> <p>須賀会長 後継者とは、現に引き継いでいる者を指すということではないか。</p> <p>戸ヶ崎主任主事 そのとおりです。</p> <p>松本委員 整理すると、後継者とは、既に農業を継承していて自分で申告をしている者という理解でいいか。</p> <p>戸ヶ崎主任主事 そのとおりです。</p> <p>玉真委員 収集項目の「家族情報」は、先代事業者が親であるような場合を想定しているものと思料するが、先代事業者が他人であるような場合には、「経営発展計画</p>	

に記載の情報」に当てはめるといふ趣旨か。

戸ヶ崎主任主事 「家族情報」を収集項目に入れた趣旨としましては、家族で農業を行う場合に家族経営協定書を作成して提出してもらうことになっています。その書類に家族の情報が記載されることになるため収集項目としております。

高橋委員 新規就農者の場合は、どうなるか。

戸ヶ崎主任主事 本事業においては、引き継いだ方に限定しますので、対象外となります。

須賀会長 第三者が現在農業に従事している者から土地等を借りる場合、後継者となるか。

戸ヶ崎主任主事 第三者が経営をそのまま移譲されれば後継者となります。ただし、第三者が単に借りて農業を行うという場合には、後継者とは、なりません。

須賀会長 市に在住していることは、要件となるか。

戸ヶ崎主任主事 住所要件は、設けていません。

須賀会長 制度について周知は、されているか。

山中補佐 農家組合長を経由して回覧等の方法で周知していく予定です。

松本委員 交付決定を受けてから事業を実施して、その結果を受けて交付金の支払がされる、という理解でいいか。

戸ヶ崎主任主事 そのとおりです。

松本委員 交付決定した後でどのように事業が実施されたか審査するということか。

戸ヶ崎主任主事 事業の完了報告に基づいての支払になります。

小林委員 収集項目の上記以外の項目として「経営発展計画に記載の情報」「報告書に記載の情報」があるが、これ以外に提出される書類は、ないか。

戸ヶ崎主任主事 申請書において、収集項目として挙げている項目以外の個人情報が含まれる可能性があるため、「報告書に記載の情報」を「申請書及び報告書に記載の情報」に改めます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(3) 指定ごみ袋引換券交付事務の変更について (清掃計画課)

担当者から概要の説明を受けた。

小林委員 ごみの排出抑制が目的ということだが、当該事務でどのように抑制されるのか。

宮本課長補佐 市では、無料で配布するごみ袋の枚数を制限し、超過した分については、有料でごみ袋を購入する必要があるようにしております。そのようにすることで、無料のごみ袋の枚数に収まるようにごみの排出を抑制するよう促すものとなっております。

小林委員 それは、住民を対象としたものか。

宮本課長補佐 そのとおりです。

松本委員 加算交付の対象となる乳幼児の年齢を引き上げた理由はなにか。

宮本課長補佐 市民に対するアンケート調査により、引上げの要望が一定数聞かれたため、制度を見直したものです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(4) 身体障がい者自動車運転免許取得助成に関する事務の変更について (障がい者支援課)

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 収集項目の「個人識別符号」とは、何か。

伊原課長補佐 身体障害者手帳番号になります。

玉真委員 野田市で実施する助成金交付事業であるため、住民票は、提出させた方がよいように思料するが、提出書類から削除した理由は、何か。

佐田係長 住所の情報は、免許証と障害者手帳に記載があるため、省略しています。

玉真委員 免許証に記載の住所と住民票の住所が異なっている時期もあるのではないか。

小林委員 転居した場合に、基準日をどこにするかといった点も気になる。

松本委員 障害者手帳は、原則更新がないため、やはり引っ掛かりは、ある。

玉真委員 提言として、一律で提出を省略するのではなく、住居変更があった場合には住民票を提出させる、といった方法もあるのではないか。

伊原課長補佐 運用していく中で対応を検討します。

副市長 住民票は、確認するようにします。

事務局 その際は、申請書に住所と書かれている内容を確認するために照会する、という制度設計とし、収集先は、飽くまで本人であり、登録簿に市民課は、記載しないものとして整理します。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(5) がん検診に関する事務の変更及び事務の委託に係る個人情報保護措置について (保健センター)

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 収集項目の「公的扶助」とは、何か。

龍野センター長補佐 生活保護になります。がん検診において自己負担免除となる要件がありますが、その中に生活保護受給があるため収集します。

玉真委員 医療扶助ということか。

龍野センター長補佐 そのとおりです。

玉真委員 収集先の実施機関内部に生活支援課が入るのではないか。

龍野センター長補佐 自己負担免除に関しては、自己申告によるため、本人から収集するものになります。

副市長 受診率向上のために、生活支援課から収集するように改めます。

事務局 収集先の実施機関内部に生活支援課を追加します。

松本委員 収集項目の「個人識別符号」とは、何か。

高倉主任主事 市が各住民に附番している 8 桁の番号で、受診券に印字しています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(6) 野田市立児童館使用申込み受付事務の変更について (児童家庭課)

担当者から概要の説明を受けた。

小林委員 児童館利用票は、児童館団体利用届に比べて標記内容が簡略化されているのは、なぜか。

山崎係長 子ども単独でも利用できるため、利用票は、簡略化しています。

副市長 様式は、精査します。

小林委員 保存期間を 1 年としている理由は、何か。

山崎係長 資格を確認するものになるので、利用が終わった後に再度必要になる場合は、限られることから最短の保存年限である 1 年としています。

小林委員 いじめ問題等が発生した場合に、児童館の利用状況を年単位で調べるような状況も想定されることを考えると、もう少し長く保存しても良い気は、する。

山崎係長 再度検討します。

松本委員 指定管理者は、もう決まっているか。

山崎係長 決まっています。

高橋委員 清水にできる児童館は、どれくらいの規模になるか。

山崎係長 敷地面積が大体 1 万平米で、2 階建てのものとなりますので今までのものと比べかなり大規模なものになります。

須賀会長 収集項目に「学年」とあるが、対象は、18 歳までの子どもとされており、必ずしも学校に行っていない場合もある。「年齢」も収集項目とすべきではないか。更衣室等があるような場合には、「性別」も含む可能性がある。

山崎係長 収集項目に年齢を追加します。性別は、利用の一環として対応できるものかと思いますので、収集項目には、含めないものとします。

副市長 保護者が子どもを連れてくるような場合もあるため、「家族情報」を追加します。

事務局 次回指定管理者の指定に関して審議していただくことになるため、検討箇所については、その際に報告します。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(7) 野田市オンライン成人式事前収録費用補助金に関する事務の開始について（生涯学習課）

担当者から概要の説明を受けた。

小林委員 事前収録に参加した実行委員からの申請を想定しているということか。

安藤課長 そのとおりです。

小林委員 実行委員は、成人であるのか。

安藤課長 実行委員は、その年の新成人で構成されています。

小林委員 新成人ということであれば収集項目に年齢を含むのではないか。

峯崎課長補佐 このほかに「成人式開催に関する事務」という登録簿を出しておりますので、年齢については、そちらで管理するものとして整理しています。

小林委員 収集先に「他の実施機関（収税課）」とあるが、実施機関内部では、ないのか。

峯崎課長補佐 当該事務の実施機関は、教育委員会であり、収税課は、実施機関としては、市長になるため、他の実施機関になります。

事務局 野田市個人情報保護条例上、実施機関の定義があり、その中で市長、教育委員会等が列挙されています。登録簿は、その定義にしたがって実施機関に関する内容を記載しています。

松本委員 収集項目に「税情報」とあるのは、なぜか。

峯崎課長補佐 市税の滞納がないことを支給要件としているためです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(8) 組織改編に伴う変更について（行政管理課）

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 組織改編と個人情報がどのように関連するのか。

事務局 登録簿上に届出部課等の名称を記載する欄があり、その部分を変更する必要があるため報告するもので、各事務において取り扱う個人情報等に変更は、ありません。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第5回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上